

令和5年(2023年)7月10日

保育料延滞金額の誤通知の発生について

1. 発生日時

令和5年(2023年)7月4日(火)14時

2. 発生場所

こども未来部子育て給付課

3. 内容

財務部債権管理課が管理する滞納整理システムを利用し、こども未来部子育て給付課が作成、発送した納付書において、滞納整理システム上の延滞金計算の設定に誤りがあったため、正しい延滞金額と異なる延滞金を対象者に請求していたもの。

7月4日に市民から、延滞金を払う必要性についての問い合わせが子育て給付課にあり、職員が説明後、延滞金額について債権管理課に再度確認を依頼したところ、7月5日18時頃に誤りに気付いたもの。

【令和4年度催告】

件数：納付済13人・19件(発送数24人・101件)

還付額合計：10,260円(1件あたり150~970円)

【令和5年度催告】

件数：納付済2人・6件(発送数41人・147件)

還付額合計：2,880円(1件あたり250~870円)

4. 今後の対応

- ・対象者に正しい額に変更した納付書とお詫び文を改めて送付するとともに、すでに延滞金を納付いただいた市民には差額分を還付
- ・複数職員による滞納整理システムの延滞金計算の設定内容確認の徹底を図るとともに、納付書のランダム抽出による手計算での金額チェックの実施

【報道機関からの問い合わせ先】

財務部債権管理課 担当：武市

TEL：06-6858-2180

E-Mail：akifumi.takeichi@city.toyonaka.osaka.jp

こども未来部子育て給付課 担当：坂本

TEL：06-6858-2483

E-Mail：atsushi.sakamoto@city.toyonaka.osaka.jp